

大統領府
官房庁
法務次官室

2009 年 7 月 29 日 政令第 6.915 号

2001 年 8 月 23 日暫定措置令第 2.186-16 号第 33 条
を規定する。

共和国大統領は、憲法第 84 条 第IV項及び 2001 年 8 月 23 日暫定措置令第 2.186-16 号第 30 条第 1 項 にて付与された権限により、以下の政令を公布する；

第 1 条：遺伝財産の構成要素のサンプルから開発された、工程あるいは製品の経済的開発による利益とロイヤリティの一部、及び 2001 年 8 月 23 日暫定措置令第 2.186-16 号に規定される賠償金額は、それらが連邦に帰するものである場合は以下のように割り当てられる：

- I. 領海、排他的経済水域あるいは大陸棚を除く連邦管轄域内で採取された、遺伝財産の構成要素へのアクセスによる場合：
 - a. 50%を国立環境基金－FNMA、及び
 - b. 50%を科学技術開発基金－FNDCT に割り当てる
- II. 領海、排他的経済水域あるいは大陸棚で採取された、遺伝財産の構成要素へのアクセスによる場合：
 - a. 25%を FNMA；
 - b. 25%を FNDCT、及び
 - c. 50%を海軍基金 に割り当てる。

単項 本条に規定されるリソースの適用は、2001 年暫定措置令第 2.186-16 号第 33 条単項に従ってなされるべきである。

第 2 条：国庫管理局は該当する基金に対して利益、ロイヤリティ及び連邦に対する賠償金の名目で、本政令第 1 条に従い該当する基金に配分する。

第 3 条：2001 年暫定措置令第 2.186-16 号第 33 条に記載のある基金は、本政令により受領した資金の金額と用途についての情報を、遺産財産管理評議会に毎年提出しなければならない。

第 4 条：本政令は、公布日から有効となるものとする。

ブラジリア、2009 年 7 月 29 日、独立から 188 年、共和国制定から 121 年
ルイス・イナシオ・ルーラ・ダ・シルヴァ
ギド・マンテガ
カルロス・ミンク